

令和4年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

請願書

日向市浜町3丁目29番地

請願人 黒木 紹光

電話 0982(95)0002

憲法第16条に基づき、以下の通り請願します。

第1 請願の趣旨

貴殿による第2記載の行為は、背任罪（刑法第247条）及び犯人隠避罪（刑法第103条）に該当するので、直ちに宮崎県知事の職を辞することを求める。

第2 請願の理由

1 任務違背、図利加害目的及び犯人隠避行為その1

貴殿は、2019年5月19日頃、請願人より県知事公舎宛に送られた2019年5月18日付「コーソク不正軽油事件について」を受け取り、株式会社コーソクによる不正軽油製造使用（脱税）の事実を把握した。また、2019年6月頃、県税事務所職員（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）が、2019年3月から5月にかけて実施した株式会社コーソクによる不正軽油製造使用（脱税）についての調査結果の報告を受け、株式会社コーソクによる不正軽油製造使用（脱税）の態様、時期、不正軽油製造使用量及び脱税金額等について把握した。

しかし、貴殿は、軽油引取税の徴収義務が宮崎県にあるにも拘わらず、長年にわたって不正軽油製造使用を通じて軽油引取税脱税をしてきた株式会社コーソクの利益を図り、株式会社コーソクに対する軽油引取税の徴収と違法行為に対する処分を見合わせるように部下に命じた。

貴殿に命じられた県税事務所職員ら3名（甲斐和也課長、甲斐勝久副主幹、清勝成主事）は、2019年6月、当該コーソクによる犯罪の情報提供者である〇〇〇〇氏に対して、県税事務所において、「県議会議員にコーソ

クによる不正軽油の情報が伝わったことによって、上から、「県が県議会で追及される事態になったらまずい。」と言われていています。事件解決の進展にも影響することが予想されます。少しお待ちください。」と話し、あたかも、犯罪情報漏洩が県による事件解決の推進を阻むかのような説明をして〇〇氏を錯誤に誘導し、犯罪の隠蔽を図った。

また、2019年6月、〇〇氏が、立憲民主党太田清海県議会議員に事件解決の協力を依頼すると、太田議員は、2019年7月11日、県税事務所職員ら4名（甲斐和也課長、甲斐勝久副主幹、清勝成主事、他1名）と面談した。県職員らは、太田議員に対して、「大した脱税額でもないんですよ。」と説明し、あたかも、不正軽油は微々たる量でしかなく、処分の対象ではないかのような説明をして、犯罪もみ消しを図った。

2 任務違背、図利加害目的及び犯人隠避行為その2

2020年9月2日、請願人は、貴殿に「要請書」を提出した。引き続き請願人は、2020年9月18日、貴殿に「質問状」を提出した。すると、貴殿は、部下（県税務課三井芳朗課長）に命じて、2020年10月1日付「回答書」を請願人に送った。その内容は、「要請書」記載の三つの事実（「県税事務所職員が車の中から手を振るので手を振って答えました。」「2019年5月末、県税事務所職員2名（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）は、知人に対して「調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と報告しました。」「県税事務所職員は、太田氏に対して「大した脱税額でもないんですよ。」と説明したそうです。」）について否認するなど、重要な点について虚偽を含んでいた。

つまり、貴殿は、県税事務所職員らが、2019年3月から5月にかけて実施した株式会社コーソクによる不正軽油製造使用（脱税）についての調査結果によって、犯罪の態様、時期、不正軽油製造使用量及び脱税金額等を把握したことを隠蔽し、かつ、2019年7月11日、太田議員に対して、「大した脱税額でもないんですよ。」と説明して、錯誤誘導を図ったことを隠蔽した。

「回答書」は、株式会社コーソクによる不正軽油製造使用（脱税）については、既に2019年5月に調査が終了しているにもかかわらず、未だ

調査中であるという虚偽内容であり、調査内容については守秘義務があるので答えられないとの口実を表明するものだった。

2020年10月8日と16日、請願人は、宮崎県庁において、貴殿の命を受けた県税務課本田課長補佐ら数名と質疑応答の機会を持った。貴殿の命を受けた本田課長補佐は、株式会社コーソクによる不正軽油製造使用（脱税）については、未だ調査中であり、内容については守秘義務があるので答えられないという虚偽口実を繰り返し答弁し、答弁の内容については、知事（貴殿）が了承したものであると付け加えた。10月16日、請願人が、調査内容や進捗等について質問を続けようとする、隠蔽を図って、「これ以上は答えられない。庁舎管理規則第17条に基づき退去を命じます。」との口実で答弁を回避し、庁舎管理規則第17条に該当していないにもかかわらず、請願人を騙して強制退去を命じた。

3 任務違背、図利加害目的及び犯人隠避行為その3

2020年11月13日、請願人は、総務大臣宛「請願書」提出し、その後、2021年1月12日と3月17日、総務省都道府県税課黒川課長補佐と電話で宮崎県税務課による不正軽油犯罪のもみ消し及び隠蔽行為について意見交換した。3月17日の黒川課長補佐の報告によると、県税務課本田課長補佐は、総務省黒川課長補佐の電話問合せに対して、「抜き取り調査をしたが、問題なかった。」と虚偽報告した。本田課長補佐の言う「抜き取り調査」とは、一般的に行われている公道を走るトラック燃料の「抜き取り調査」のことであり、コーソクが不正軽油を給油している現場の重機を対象としたものではないので、すり替えて報告したものである。

3月18日、この虚偽報告について請願人が県税務課本田課長補佐に直接確認しようとして電話をかけると、本田課長補佐は、「現段階では、コーソクによる不正軽油犯罪の事実を確認できていない。」と虚偽答弁し、請願人が、本田課長補佐による総務省黒川課長補佐への報告について質問しようとする、答えずに慌てて強制的に電話を切った。

4 任務違背、図利加害目的及び犯人隠避行為その4

2021年4月中旬、請願人は、事態の打開を図るために、国民民主党田口雄二県議会議員を訪ね、事件解決への取り組みを依頼した。田口議員は、4月28日頃、立憲民主党太田清海県議会議員と共に、県税務課鎌田課長補佐と小城主幹と面談した。鎌田課長補佐と小城主幹は、「コーソクの不正軽油については、問題ありません。議会でコーソクの不正軽油問題を追及すると、逆に名誉棄損でやられますよ。」と虚偽を述べて、かつ議員らを脅して議会での追及を逃れようとした。

5 任務違背、図利加害目的及び犯人隠避行為まとめ

2019年4月15日午前9時頃、県税事務所職員2名（甲斐勝久副主幹と清勝成主事）は、犯罪の情報提供者である〇〇〇〇氏と共に、コーソクタンクローリーを日向木協Service Station（宮崎県日向市日知屋16464-8）から門川町建設現場まで尾行して、不正軽油の給油作業を確認した。また、同4月下旬頃、元コーソク従業員タンクローリー運転手〇〇〇〇氏を現職場に訪ね、ヒアリング調査を実施し、犯罪の態様、時期、不正軽油製造使用量及び脱税金額等を確認した。この時、二人は、〇〇〇〇氏に、「不正軽油は重機に使用する場合でも関係なく脱税になります。完全にアウトですよ。」と説明した。

そして、2019年5月末頃、清勝成主事は、〇〇氏に対して、「（コーソクによる不正軽油製造使用の）調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と電話報告している。

したがって、貴殿らは、株式会社コーソクによる不正軽油犯罪に関わる調査を2019年5月末までに完了しており、2019年6月以降の2020年10月及び2021年3月、貴殿が部下県税務課本田課長補佐に命じて、請願人に対して、繰り返し「調査中である。」「コーソクによる不正軽油犯罪の事実を確認できていない。」などと答弁したのは、隠蔽目的で意図的に虚偽を述べたものである。

また、2019年7月11日、貴殿は、部下県税事務所職員ら4名（甲斐和也課長、甲斐勝久副主幹、清勝成主事、他1名）に命じて、太田清海県議会議員に対して、「大した脱税額でもないんですよ。」と説明し、あたかも、不正軽油は微々たる量でしかなく、処分の対象ではないかのような説明をして、犯罪もみ消しを図った。

さらに、同様に、2021年4～5月頃、貴殿は、部下県税務課鎌田課長補佐と小城主幹に命じて、太田清海、田口雄二各県議会議員に対して、「コーソクの不正軽油については、問題ありません。議会でコーソクの不正軽油問題を追及すると、逆に名誉棄損でやられますよ。」と虚偽を述べて、かつ議員らを脅して議会での追及を逃れようとした。

さて、貴殿らは、請願人に対しては、繰り返し「調査中である。」と述べて、コーソクによる不正軽油犯罪の事実が断定に至る段階にないという犯罪もみ消し目的の虚偽を表明する一方、太田清海、田口雄二各県議会議員に対しては、「コーソクの不正軽油については、問題ありません。議会でコーソクの不正軽油問題を追及すると、逆に名誉棄損でやられますよ。」と述べて、コーソクによる不正軽油犯罪の事実自体を否定して犯罪もみ消しの意思を確信的に示し、さらに「名誉棄損でやられる」という害悪の告知をもって、議員らを脅して議会での追及を制止し、犯罪人コーソクの隠避を図る意図を明確に示している。

これらの一連の貴殿らの行為は、軽油引取税徴収義務者としての任務に違背し、株式会社コーソクの利益を図り、県に多大な損害を与えることを目的とする背任に該当する。また、株式会社コーソクによる犯罪の事実を把握しながら、罪を逃れさせる意思をもって隠避した犯人隠避行為に該当する。

さらに、前述の通り、貴殿らの背任及び犯人隠避行為は、貴殿の指示の下、各関係部署の職員が一体となって組織的に行われており、貴殿は、多くの県職員を共犯に加担させている。

6 宮崎県民が被った損害及び法秩序崩壊

貴殿らの背任行為によって宮崎県民が被った損害は、コーソクの脱税額が推定で約1億円、加算される税率が75%、罰金が最高で3億1500万円、卸元のENEOSに対する罰金が最高で2億700万円、合計で約7億円になる。

また、統一教会問題が示すように、この国では、特定の団体もしくは個人に便宜を図り、法を無視し、国民を騙し、国民に多大な被害を与えて利益を貪る国賊権力者が蔓延っている。本件事件も、まったく同じ構図の中で発生しており、その結果は、国民が被る甚大な被害であり、法秩序崩壊であり、社会の荒廃である。

第3 請願

本件背任事件の全責任は、貴殿及び裏で犯罪もみ消しを操っている自民党国会議員にある。最早、宮崎県は完全な無法状態であり、腐敗にまみれ、貴殿が知事の職にいる限り県全体が壊死していくしか残された道はない。知事として宮崎県民に選ばれ託されていながら県民を裏切った貴殿の行為は許し難く、直ちに職を辞する以外に責任をとる方法は見つからない。

宮崎県民を裏切り続けながら、平然と、12月に予定されている宮崎県知事選挙に出馬して再選を目指すなどという道義に反することは、宮崎県民と社会を愚弄する国賊行為に他ならないので当然にも許されない。

よって、請願人は、宮崎県と宮崎県民を守るために、宮崎県民を代表して、貴殿に直ちに職を辞することを求める。

以上